

第48号議案

長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正について

長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例（平成5年長岡京市条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

子育て支援策の充実を図るべく、子育て支援医療費の助成対象を拡充するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例（平成5年長岡京市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、健やかに子供を生ま育てる環境づくりの一環として、<u>乳幼児、児童及び高校生等</u>の医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児、児童及び高校生等</u>の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>この条例において、「高校生等」とは、長岡京市の区域内に住所を有し、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>4 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>乳幼児、児童及び高校生等</u>を現に監督し、保護するものをいう。</p> <p>5 【略 項の繰下げ】</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者である<u>乳幼児、児童及び高校生等</u>の保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>乳幼児、児童及び高校生等</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としな</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市福祉医療費の支給に関する</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、健やかに子供を生ま育てる環境づくりの一環として、<u>乳幼児及び児童</u>の医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児及び児童</u>の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>3 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>乳幼児及び児童</u>を現に監督し、保護するものをいう。</p> <p>4 【略】</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者である<u>乳幼児及び児童</u>の保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>乳幼児及び児童</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としな</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市福祉医療費の支給に関する</p>

改正後	改正前
<p>条例（昭和50年長岡京市条例第35号）第2条の規定による、福祉医療費受給者証を交付されているひとり親家庭等の乳幼児、<u>児童及び高校生等</u>又は重度心身障がい児である場合。</p>	<p>条例（昭和50年長岡京市条例第35号）第2条の規定による、福祉医療費受給者証を交付されているひとり親家庭等の乳幼児<u>及び児童</u>又は重度心身障がい児である場合</p>
<p>（助成する医療費の範囲及び給付の方法）</p>	<p>（助成する医療費の範囲及び給付の方法）</p>
<p>第4条 助成する医療費の額は、乳幼児、<u>児童及び高校生等</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合は、対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額以内とする。ただし、附加給付その他医療に関する法令等の規定により、当該対象者の負担が軽減される場合においては、当該軽減される額を控除する。</p>	<p>第4条 助成する医療費の額は、乳幼児<u>及び児童</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合は、対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額以内とする。ただし、附加給付その他医療に関する法令等の規定により、当該対象者の負担が軽減される場合においては、当該軽減される額を控除する。</p>
<p>2・3 【略】</p>	<p>2・3 【略】</p>
<p>（受給者証の交付）</p>	<p>（受給者証の交付）</p>
<p>第5条 市長は、規則の定めるところにより、保護者からの申請に基づき、子育て支援医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。<u>ただし、高校生等に対しては受給者証を交付しないものとする。</u></p>	<p>第5条 市長は、規則の定めるところにより、保護者からの申請に基づき、子育て支援医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。</p>
<p>2 対象者（<u>高校生等の保護者を除く。</u>）は、保険医療機関等において医療を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。</p>	<p>2 対象者は、保険医療機関等において医療を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。</p>
<p>（届出）</p>	<p>（届出）</p>
<p>第6条 対象者は、<u>住所、氏名の変更</u>又は受給資格に喪失が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>第6条 対象者は、<u>住所、氏名その他に変更</u>及び受給資格に喪失が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>
<p>（損害賠償との調整）</p>	<p>（損害賠償との調整）</p>
<p>第8条 市長は、対象者が乳幼児、<u>児童及び高校生等</u>の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度にお</p>	<p>第8条 市長は、対象者が乳幼児<u>及び児童</u>の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該</p>

改正後	改正前
いて、当該助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。	助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例の規定は、令和5年9月1日以後に受ける医療から適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。